

平成29年9月19日  
公益財団法人東京観光財団

アイコンを活用した共同企画商品「東京おみやげ」製作プロジェクト（第2回）  
募集要項

## 1 目的

東京都（以下「都」という。）は、国内外に向けて旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立を図るため、「東京のブランディング戦略」を策定し、東京ブランドの浸透を目的としたブランディング事業を推進しています。平成29年4月には、東京の魅力を効果的に海外へ発信するためのアイコンとキャッチフレーズとして「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）を活用していくことを決定しました。

本事業は、東京を訪れた外国人旅行者を対象に、アイコンを効果的に活用した商品を開発・販売いただける民間事業者様を募集し、東京の魅力を海外に発信するための取組です。



応募に際しましては、下記報道発表資料及び Tokyo Tokyo 公式 WEB サイトをご参照の上、アイコン及び本事業の趣旨についてご理解いただけますようお願いいたします。

【都報道発表：「海外に東京の観光を PR するアイコンとキャッチフレーズの決定について」】

URL : <http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07.html>

【Tokyo Tokyo 公式 WEB サイト】

URL : <https://www.tokyotokyo.jp>

## 2 概要

今回の公募は、アイコンの活用を通じて東京の魅力を海外に発信するため、アイコンと一体となった統一的なデザインによる効果的な外国人旅行者向けの「東京おみやげ」商品を開発・販売いただける民間事業者様を募集するものです。選定を経て採用された商品は、都が指定するクリエイティブディレクターによるデザイン等の監修のもと、民間事業者様にて商品開発を行い、販売を行っていただきます。なお、商品はアイコンを活用した事業

の取組事例として都ホームページ等にてご紹介する他、都のプロモーション等で幅広く発信いたします。

### 3 募集内容

#### (1) 応募主体

企業・団体・その他法人等とする。

#### (2) 応募条件

- (ア) 本プロジェクト全体の統一感を確保するため、アイコンのクリエイティブディレクターが指定するデザインによる商品開発が可能であること。
- (イ) 応募事業者による東京都内での販売（卸売も含む。）が可能であること。
- (ウ) 一次審査（書類審査）を通過された場合に、二次審査（企画審査会）としてのプレゼンテーションに参加が可能であること（詳細は6（2）ご参照）。

#### (3) 募集品目・デザイン

以下の計26品目



Tシャツ※



キャップ※



くつした※



傘※



ピンバッジ※



キーホルダー※



マグカップ※



タンブラー※



はんこ



スマホケース



ボールペン・鉛筆※



ノート※



メモ帳



クリアファイル



ジグソーパズル



トランプ※



チョコレート

※の品目は白・青の2色展開  
(2色展開の場合は、1品目  
とカウントする。)

#### 【その他】

エコバッグ、ポストカード、マグネット、タオル、ペンケース、グラス、クッキー、煎餅

○すべての募集品目のデザイン詳細イメージは、近日中に下記の（公財）東京観光財団のHPへ掲載予定です。

[http://www.tcvb.or.jp/jp/news/news\\_17091901.html](http://www.tcvb.or.jp/jp/news/news_17091901.html)

○最終的なデザインは、本募集要項で提示したデザインに基づき、サイズや素材等の仕様の詳細を採択事業者と協議の上、決定します。

#### (4) 提案内容

上記デザインでの商品開発・販売を前提として、以下の要件を満たした内容とすること。

- (ア) 東京の魅力を海外に発信するためのクオリティを保持しうること。
- (イ) デザインの統一感を確保するため、1社につき3品目以上の提案であることが望ましい。
- (ウ) 提案商品ごとに販売価格を明記すること。
- (エ) 1,000個以上の生産予定であることが望ましいが、提案内容により考慮する。
- (オ) マーケティング面（販売チャネルやPR等）での工夫を盛り込むこと。

(5) 販売場所

応募事業者による東京都内での販売（卸売も含む。）を必須とします（国内外での販売も可能）。

その他、東京都が管理する都庁内の都庁展望室等での販売を予定しています。

(6) 実施期限

原則として、平成29年12月22日（金）までに、販売に向けてのサンプル品を完成させてください。サンプル品の完成が困難である場合は、協議の上、販売開始に向けた計画策定を行ってください。

サンプル品完成後量産の上、速やかに販売開始することを前提としますが、実際の販売開始時期については案件により応相談といたします。

4 応募方法

(1) 提出書類

以下の書類を全て揃えご提出ください。企画提案書と企画説明書は東京観光財団のホームページより所定の様式をダウンロードして使用してください。組織・体制図、スケジュール、及び出来上がりイメージのわかるものについては書式の指定はございません。

- (ア) 応募申込書（様式第1号）
- (イ) 提案書（様式第2号）
- (ウ) 組織・体制図（任意書式）
- (エ) スケジュール（任意書式）
- (オ) 写真、図面、又は出来上がりのイメージがわかるもの等（任意書式）。

(2) 提出先

各提出書類10部及び電子媒体（CD-R）1部の一式を、下記まで郵送または持参にて提出してください。

公益財団法人東京観光財団 観光事業部 観光事業課

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル6階

※提出物の封筒に「東京おみやげ」製作プロジェクト（第2回）資料」と朱書してください。

提出物の宛先は公益財団法人東京観光財団理事長宛てとしてください。

(3) 書類受付期間

平成29年10月2日（月）～10月13日（金） 当日正午必着

提出期限を過ぎたものについては、書類を受け付けませんのでご了承ください。

## 5 応募書類の作成におけるアイコン利用について

応募書類作成におけるアイコンデータは、別添の画像をご使用ください。本アイコンデータは、応募書類作成以外の目的では使用しないでください。

また、利用に際しては、デザインマニュアル等の内容を遵守してください。

## 6 審査の実施方法・実施日時等

以下のとおり審査を実施し、採用を決定します。

### (1) 一次審査（書類審査）

書類審査の結果は、応募者全員に11月6日（月）までにメールにて通知いたします。審査通過者には、併せて二次審査の詳細をお知らせします。

### (2) 二次審査（企画審査会）

#### (ア) 実施日

平成29年11月16日（木）に実施予定です。

日程が決まり次第、個別に連絡いたします。

#### (イ) 実施場所

測量年金会館 3階 中会議室

〒162-8626 新宿区山吹町11番地1

#### (ウ) 各社の開始時刻

日程調整後、個別に連絡いたします。

なお、各社とも開始時刻の10分前には指定の場所で待機してください。

#### (エ) 応募者による企画提案の要点説明

10分以内とさせていただきます。

※事前に提出した書類に基づき、プレゼンテーションを行ってください。

※当日、選定委員に対して事前提出書類以外の資料を配布することを禁止します。

※商品現物もしくはそれに準ずる物のみ、当日の持ち込みを許可します。

※プレゼンテーションは、必ず所定の時間内で行ってください。時間を超過した場合、説明の途中であっても打ち切ります。

#### (オ) 質疑応答 10分間程度といたします。

#### (カ) 参加可能人数 各社5名以内といたします。

## 7 選定方法

選定委員会においては、公益財団法人東京観光財団が別途定める「アイコンを活用した共同企画商品「東京おみやげ」製作プロジェクト（第2回）選定委員会実施要綱」の選定方法及び基準に基づき選定を行います。

(1) 選定基準

以下の評価項目に基づき、提案者ごとに採点を行った結果、合計点が高い提案者から順に共同開発事業者として決定するものといたします。

(ア) 品質

・商品の素材や仕様等が東京の魅力を海外に発信しうるクオリティを保持するものとなっているか。

(イ) 波及効果

・販売にあたって現実的な販売価格および生産量を設定しているか。  
・アイコンの普及・浸透に効果的と認められる規模感やマーケティング面（販売チャネルやPR等）での工夫等による波及効果が示されているか。

(ウ) 実現可能性

・提案内容を実施するために必要な準備等に着手し、実現が可能な見込みが示されているか。

(エ) 全体

・提案内容を円滑に遂行するためのスケジュールと体制が示されているか。

(オ) その他

・複数品目の提案があるか。  
・特筆すべき事項があるか。

(2) 選定数

10商品程度を上限として選定いたします。

(3) 結果通知

選定の結果は、平成29年11月22日（水）までに全ての企画審査会参加者に対しメール又は郵送でお知らせいたします。

8 その他

(1) 応募に係る費用については、全て応募者の負担といたします。

(2) 応募書類等に関しては一切返却いたしません。

(3) 企画提案書作成に当たっては、公序良俗に反しない、また、第三者の権利を侵害しない内容としてください。

(4) 製作・販売に係る費用については、全て採用された事業者の負担となります。

(5) 天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合があります。

(6) 二次審査を通過した事業者につきましては、後日「海外発信に向けた「アイコン」利用者登録申請書」による事業者登録が必要となります。詳細につきましては審

査結果通知後にご案内いたします。

9 本件の問合せ先

公益財団法人東京観光財団 観光事業部 観光事業課

担当：今井・小西・大幸

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル6階

電話：03-5579-2683

メール：konishi@tcvb.or.jp / s.osaka@tcvb.or.jp